

# Q75

貯金等の払戻し等は引き続きできるのですか。

## Ans.

① 決済用貯金<sup>(注1)</sup>が全額保護となっていること等を背景として、名寄せ（貯金者ごとの付保貯金額の算定等）並びにこれを前提とする支払ってよい貯金等と支払を差し止める必要のある貯金等の分別管理、その他の準備等が適切に行われているときは、以下の範囲の払戻し等が可能になると考えられます<sup>(注2)</sup>。

① 当座貯金、無利息普通貯金等<sup>(注1)</sup>：後記②の対応の下での破綻前と同様の払戻し

② 有利息普通貯金、定期貯金等：後記②の対応の下での1,000万円の範囲内についての貯金等の払戻し（満期未到来の場合は、貯金規定に中途解約条項がある場合、または破綻農水産業協同組合が中途解約に応じる意思を示し、裁判所の許可を得た場合に限りです）

③ 破綻後の新規貯金等の払戻し<sup>(注3)</sup>

(注1) 無利息、要求払い、決済サービスを提供できること、の3要件を満たす貯金（有利息普通貯金は該当しません）。

(注2) 裁判所は、農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律により、民事再生手続が開始されている破綻農水産業協同組合について、貯金保険機構による付保貯金払戻しのための貸付けの実施が決定されている場合、当該破綻農水産業協同組合（再生債務者）の申立てにより、払戻しを行う貯金等の種別等に関する意見を貯金保険機構から聴取のうえ、払戻しを行う貯金等の種別等を定めて付保貯金の払戻しを許可することができます。

(注3) 破綻農水産業協同組合は、民事再生手続による処理が想定されていますが、民事再生手続開始の申立てから開始決定までの間に受け入れた新規貯金等については裁判所の許可等を受けることにより、また開始決定後に受け入れた新規貯金等については、法律により、払戻しが可能となります。

② なお、不正防止等について適切な措置を実施することが必要であり、貯金等の払戻しの際、必要に応じて本人確認等が行われることがあります。

# Q76

運転資金等の借入れは引き続きできるのですか。

## Ans.

破綻農水産業協同組合は民事再生手続が開始された場合でも引き続き融資業務を行うことができます。この場合、管理人の指導の下、新しい融資基準が設けられ、運転資金等が必要となった組合員等からの融資申込みは新しい融資基準に基づいて審査されます。

I 貯金等の保護の範囲の概要

II 貯金保険制度のありまし

III 貯金者データの整備

IV 破綻時の付保貯金の取扱い

V 破綻時に保険金の支払対象とならない貯金等の取扱い

VI 破綻処理

VII 金融危機への対応

VIII 不良債権の回収と責任追及